

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「並びに構造及び維持管理の基準等」を加える。

第3条の見出し中「用語の」を削り、同条第11号を第13号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

（4）排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

（5）処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第6章中第36条を第41条とし、第35条を第40条とし、第34条を第39条とし、同章を第7章とする。

第5章中第33条を第38条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 公共下水道の構造及び維持管理の基準等

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第33条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第35条において同じ。）に共通する構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）堅固で耐久力を有する構造とすること。

（2）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずること。ただし、雨水を排除すべきものにあつては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができること。

（3）屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずること。

（4）下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずること。

(排水施設の構造の基準)

第 3 4 条 排水施設の構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋 (汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋) を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第 3 5 条 第 3 3 条に規定するもののほか、処理施設 (終末処理場であるものに限る。

第 2 号において同じ。) の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずること。

(2) 汚泥処理施設 (汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。) は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(適用除外)

第 3 6 条 前 3 条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
- (終末処理場の維持管理に関する基準)

第 3 7 条 終末処理場の維持管理は、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に既に存する排水施設及び処理施設であって改正後の第 3 3 条から第 3 5 条までの規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係

る区域又は区間については、この限りでない。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、町田市(以下「市」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用並びに<u>構造及び維持管理の基準等</u>について、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)その他法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。</u></p> <p>(5) <u>処理施設 法第 2 条第 2 号に規定する処理施設をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p><u>第 5 章 公共下水道の構造及び維持管理の基準等</u></p> <p><u>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</u></p> <p>第 33 条 <u>公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第 35 条において同じ。)</u>に共通する構造の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、町田市(以下「市」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用について、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)その他法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずること。ただし、雨水を排除すべきものにあつては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができること。</u></p> <p><u>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずること。</u></p> <p><u>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずること。</u></p> <p><u>(排水施設の構造の基準)</u></p> <p><u>第 34 条 排水施設の構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</u></p> <p><u>(5) まず又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきまず又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。</u></p> <p><u>(処理施設の構造の基準)</u></p> <p><u>第 35 条 第 33 条に規定するもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。)の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずること。</u></p> <p><u>(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講ずること。</u></p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第 36 条 前 3 条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</u></p> <p><u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</u></p> <p><u>(終末処理場の維持管理に関する基準)</u></p> <p><u>第 37 条 終末処理場の維持管理は、次に掲げるとおり行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</u></p> <p><u>(2) 沈砂池又は沈殿池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>急速濾過法</u>によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</p> <p>第6章 雑則 (委任) 第38条 略</p> <p>第7章 罰則 第39条 略 第40条 略 第41条 略</p>	<p>第5章 雑則 (委任) 第33条 略</p> <p>第6章 罰則 第34条 略 第35条 略 第36条 略</p>